

(様式5)

最終更新日：令和3年3月4日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 https://iabf-revival.com/wp-content/themes/iabf/pdf/20210304_format3.pdf

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 組織運営等に関する中長期基本計画を策定するには至っていない。中長期基本計画の策定は、専務理事、事務局長、マネージャーが担当するが、これはあくまで理事会内の合意のみであるため、次回理事会（令和3年2月）で機関決定する。<u>中長期基本計画そのものは令和3年度中（令和4年3月31日まで）に策定する。</u></p> <p>【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定し、令和3年度中（令和4年3月31日まで）に、当協会HPにて公開する。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る。また、策定案が出来次第、理事会での機関決定を行う</p>	<p>01-1項目1.2.3-1 20201227第8回 理事会招集通知</p> <p>01-2項目1.2.3-2 理事会20201227決議事項説明資料 中長期計画策定について</p> <p>01-3項目1.2.3-3 20210121～日連普及マーケティング計画立案の方向性説明資料</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定するには至っていない。<u>令和3年度中（令和4年3月31日まで）に策定する。</u>計画策定は、中長期基本計画と同様に、専務理事、事務局長、マネージャーが担当する</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会HPにて公開する予定。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。</p>	<p>01-1項目1.2.3-1 20201227第8回 理事会招集通知</p> <p>01-2項目1.2.3-2 理事会20201227決議事項説明資料 中長期計画策定について</p> <p>01-3項目1.2.3-3 20210121～日連普及マーケティング計画立案の方向性説明資料</p>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 財務の健全性確保に関する計画は策定されていない。<u>令和3年度中（令和4年3月31日まで）に策定予定。</u>計画策定は、専務理事と事務局長とマネージャーが担当する。</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会HPにて公開する予定。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。</p>	<p>01-1項目1.2.3-1 20201227第8回 理事会招集通知</p> <p>01-2項目1.2.3-2 理事会20201227決議事項説明資料 中長期計画策定について</p> <p>01-3項目1.2.3-3 20210121～日連普及マーケティング計画立案の方向性説明資料</p>

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】 役員構成の多様性は、確保に努めているが、まだ十分ではない。女子役員に関しては、女子競技の歴史が浅い（2012年ロンドンオリンピックからオリンピック競技へ追加）という歴史的背景から、NFの運営に関わる女性の人数が絶対的に不足している。しかしながら、競技引退した日本人初の国際大会メダリストである後藤（旧姓: 水野）知里氏を理事として加えるなど、女子役員登用の必要性に関しては、連盟内でコンセンサスが得られている。外部役員登用に関しても、会長（内田貞信、企業経営者）・専務理事（仲間達也、医師・医療コンサルタント業）など、主要役員を外部理事から選出するなど、登用には積極的である。次回役員選任時（令和4年度3月31日まで）には、ガバナンスコードで示される目標割合の半分程度（外部理事12.5%、女性理事20%）を実現可能な目標として設定し、役員選任を行う予定。</p> <p>【審査基準（2）について】 現時点においては目標未達成だが、次回役員選任時（令和4年度3月31日まで）には、実現可能な目標として、ガバナンスコードで示される目標割合の半分程度（外部理事12.5%、女性理事20%）を定め、役員選任を行う予定。</p>	項目4-1 2020年度役員及び委員長・副委員長一覧
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	財団法人にのみ適用される審査項目であるため、社団法人である当連盟は該当しない。	項目5-1 日本ボクシング連盟正会員（＝都道府県連盟会長）名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】 アスリート委員会を設置し、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。</p> <p>【審査基準（2）について】 ジェンダーバランスを配慮し、アスリート委員会適切な人選が行われている。</p> <p>【審査基準（3）について】 アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長である成松大介氏（現役選手）を、定期的に理事会に招聘し、アスリート委員会からの要望のヒアリングを行っている。ヒアリングの結果アスリート委員会の要望が採用された具体例としては、これまで全国持ち回りであった全日本選手権大会を東京五輪ボクシング競技会場がある墨田区で固定開催する事（令和元年6月1日理事会にて）などが挙げられる。</p>	<p>項目6-1 アスリート委員会規則</p> <p>項目6-2 アスリート委員会名簿</p> <p>項目6-3 アスリート委員会議事録について</p> <p>項目6-4 20190601理事会議事録</p>

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 令和2年10月31日理事会決議ならびに同年11月17日総会において、従前35人居た理事の定員を24人に減らすことを目的とした、定款(第26条)及び役員を選任、定年及び任期に関する規則(第2条)を改正案を決議し、理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。	項目7-1 2020年度理事一覧 項目7-2 定款(第26条)(令和元年度11月17日(日)総会にて変更) 項目7-3 役員を選任、定年及び任期に関する規則(第2条)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 令和2年10月31日理事会において、役員を選任、定年及び任期に関する規則(第4条)改正案を決議し、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	項目8-1 役員を選任、定年及び任期に関する規則(第4条)
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 令和2年10月31日理事会において、役員を選任、定年及び任期に関する規則(第5条)改正案を決議し、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けている。	項目9-1 定款(第30条) 項目9-2 役員を選任、定年及び任期に関する規則(第5条)
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 当NFでは、令和2年度の7月総会において現役員が選任された。現役員選任時に、役員候補者選考委員会を設置の必要性は理事会で共有されたが、問題点の理解と共有に時間を要したため、役員候補者選考委員会の設置とそれに基づいた役員を選考は行っていない。前述のように、問題点の共有は行っており、現在の役員選任の満期である令和3年度(令和4年3月31日)までには、役員候補者選考委員会を設置し、次期(令和4年度)の役員選任からは、役員候補者選考委員会を介して役員選任を行う予定である。	なし
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	【審査基準(1)について】 NF及びそのほか役員・その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨の文言を含む、コンプライアンス規則ならびに倫理規則を整備している。	項目11-1 コンプライアンス規則(平成31年2月2日に制定) 項目11-2 倫理規則(平成31年2月2日に改正)
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 平成30年9月の新体制成立以降、法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	証憑書類リスト(様式3)審査項目12参照
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 当NFでは、令和2年10月31日の理事会以降法人の業務執行について各専門部・専門委員会が活性化している。また、令和3年2月の理事会にて、業務執行規定を整備し、さらに詳細なレベルまで運営のための規定を整備する予定である。	項目13-1 通報相談に関する規則 項目13-2 業務執行規定(案)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	項目14-1 報酬規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産に関する規程を整備している。	項目15-1 経理規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 現在当NFでは、補足説明に例示されている全ての規程（スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程、表彰の規程等）については整備できていない。 今後執行部において、 <u>令和3年度中（令和4年3月31日）を目途に規程を整備していく予定。</u>	項目16-1 【令和2年10月31日理事会資料】企業とのスポンサー契約の取り決め 項目16-2 【令和2年10月31日理事会資料】現行アマチュア規則現規細則廃止決定済み
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 【審査基準(2)について】 旧体制時に制定されたアマチュア規則細則の見直しを行い、企業とのスポンサーシップ契約の締結について、より選手の権利を保護する（連盟が全額徴収し70%を選手へ支給→選手・企業・連盟間の3者契約で、連盟が取得する金額も、30%から10%へ大幅現象させた）方向へ改訂を行なっている 【審査基準(3)について】 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。	項目17-1 選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 現在当NFでは、独立した公正な立場から審判される体制を確保するための仕組みとして、審判の出身母体（出身都道府県は出身高校・出身大学）をシステムに入力し、出身母体の選手が出場する試合の審判はできない仕組みを採用している。 現在運用として問題なく進んでおり、令和2年度中（令和3年3月31日まで）には、審判部において、既存の審判部規則へ、文言として記載する予定。	項目18-1 2020.10.30にJOCに提出した第6回改善状況報告書（抜粋）
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【審査基準(1)(2)について】 顧問契約を締結しているノーサイド法律事務所の山崎顧問弁護士（NFの問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる法的知識を有する専門家）を倫理委員長、公益推進委員長としている。また、ノーサイド法律事務所との間で、NFの各種規程の整備や法人運営に関する日常的な相談できる体制を確保できている。	項目19-1 ノーサイド法律事務所との契約書 項目19-2 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準 (1) について】 コンプライアンス委員会に求められる機能を担う倫理委員会を設置し、委員同士が緊密に連絡を取り合って活動している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述審査項目通し番号19の山崎顧問弁護士を倫理委員長として、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。</p> <p>【審査基準 (3) について】 委員会の構成員に1名以上の女性委員の配置を検討している。令和2年度(令和3年3月31日)までには1名以上の女性委員を含む構成とする。また、同時期(令和3年3月31日)までに、倫理委員会規則に、構成員に関する詳細(法律・ガバナンス・コンプライアンス問題に精通した専門家を複数名、女性を最低1名含む)を記載する。</p>	項目20-1 専門部・専門委員会組織規則(倫理委員会設置を証する証憑)
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準 (1) について】 上述審査項目通し番号19のとおり、山崎倫理委員長は弁護士でありまた、後述審査項目34記載の大場委員は警視庁OBの行政書士である。</p>	項目21-1 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書 項目21-2 大場良明氏経歴書
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】 後述の審査項目43のとおり、倫理委員会主導で、令和2年6月28日理事会以降、役職員向けのガバナンス・コンプライアンス教育を継続的に実施している。</p>	項目22-1 【研修1】公益法人化の目的(20200628)改訂版
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】 令和元年以降、全国大会において指導者に対するガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会を実施している。また、国際大会等に参加する選手及び指導者に対しても、NF担当者を決め、JOCインテグリティ教育部門が主催する研修会に積極的に参加している。</p>	項目23-2 20201028インテグリティ教育事業参加者名
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】 令和元年以降、NFが主催する全国大会にて、参加する審判員に対してガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会を実施している。</p>	項目24-1.2.3 20190325全国選抜大会テクニカルミーティング時のインテグリティ研修風景
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準 (1) について】 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。</p>	項目25-1 ノーサイド法律事務所との契約書 項目25-2 山田&パートナーズとの契約書 項目25-3 20201211十川先生契約書

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>【審査基準(2)について】 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のあ る監事等を設置している。</p> <p>【審査基準(3)について】 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織 の適正性に係る監査報告書を作成している。</p>	<p>項目26-1 2020年度役員一覧</p> <p>項目26-2 岩井監事履歴書</p> <p>項目26-3 泉監事履歴書</p> <p>項目26-4 ノーサイド法律事務所との契約書</p> <p>項目26-5 山田&パートナーズとの契約書</p> <p>項目26-6 20201211十川先生契約書</p>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために、平成31年度より、日本フェンシング協会前事務局長との間で、アドバイザー契約を締結。また、国庫補助金等の利用手続きについて教育訓練を受けた職員を雇用し、適正使用を担保する体制を構築済みであり、法令、ガイドライン等の遵守を担保できている。</p>	<p>項目27-1 日本フェンシング協会前事務局長との間のコンサルティング契約書</p>
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準(1)について】 財務情報等について、法令に基づく開示をNFウェブサイト上で適宜開示をしている。</p>	<p>項目28-1 2019年度 決算報告書</p> <p>項目28-2 2020年度 予算</p>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>【審査基準(1)について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報をNFウェブサイト上で開示している。</p>	<p>項目29-1 選手選考規程</p>
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>【審査基準(1)について】 令和2年10月31日理事会にて、開示の是非を含む審査書式内容一式の報告を行い、審査機関であるJOCの審査を経てガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を本資料のとおり開示している。</p>	<p>項目30-1 20201031第7回 理事会招集通知</p> <p>項目30-2 20201031令和2年度第7回理事会資料</p>
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準(1)について】 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている（具体例としては、会長が経営する会社より市場価格より廉価でNF全体の基幹システム及びグループウェアを構築する企画を行う場面において）</p> <p>【審査基準(2)について】 現在、当NFでは、上述審査基準(1)の、重要な契約については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているが、明文化された利益相反ポリシーは策定できていない。<u>倫理委員会・公益推進委員会を中心に、令和2年度中（令和3年3月31日まで）を目途に策定する。</u></p>	なし
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準(1)について】 上述審査基準(1)の、重要な契約については、慎重な検証を行っているものの、利益相反ポリシーの作成までには至っていない。したがって、<u>倫理委員会・公益化推進委員会において、令和2年度中（令和3年3月31日）を目途に策定する予定。</u></p>	なし

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準 (1) について】 通報窓口については当NFホームページのヘッダーに恒常的にNF関係者等に周知している（資料No.項目33-1参照）</p> <p>【審査基準 (2) (3) について】 通報相談に関する規則第7条において、通報者が特定される情報について守秘義務を課している（資料No.項目33-2参照）</p> <p>【審査基準 (4) について】 通報相談に関する規則第8条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している（資料No.項目33-2参照）</p> <p>【審査基準 (5) について】 インテグリティ担当者会議を通じて、NF役員員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している（資料No.項目33-3参照）</p>	<p>項目33-1 NF ホームページの公益通報窓口の画面</p> <p>項目33-2 通報相談に関する規則</p> <p>項目33-3 20200926インテグリティ会議(z o o m)議事録</p>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準 (1) について】 通報制度の運用体制として、弁護士及び警視庁OBの行政書士を中心に整備している。</p>	<p>項目34-1 ノーサイド法律事務所との契約書</p> <p>項目34-2 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書</p> <p>項目34-3 大場良明氏経歴書</p>
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準 (1) (2) について】 懲罰制度における処分対象者（第2条）、禁止行為（第4条）、処分の内容及び処分に至るまでの手続（第6条）を規程等によって定め処分に至るまでの手続を周知している（資料No.項目35-1参照）</p> <p>【審査基準 (3) (4) について】 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し聴聞（意見聴取）の機会を設ける規程ならびに、処分結果を処分対象者に対し書面にて告知することことを規程に明示するまでには至っていないため、<u>令和2年度中（令和3年3月31日）に倫理委員会において倫理規定を改正する予定である。</u></p>	<p>項目35-1 倫理規則</p>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準 (1) について】 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している（資料No.項目36参照）</p>	<p>項目36-1 ノーサイド法律事務所との契約書</p> <p>項目36-2 山崎顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書</p>
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準 (1) (2) (3) について】 NFにおける懲罰や紛争について、定款第59条に「この法人から処分の通知を受けた者（以下「被処分者」という）は、この法人からの処分の通知に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則の仲裁によって解決することができるものとす。」と自動応諾条項を定めている（資料No.項目37-1参照）</p>	<p>項目37-1 定款（第56条）</p>

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>定款第 5 9 条にスポーツ仲裁の利用が可能であることの規定を設けている。直近で生じた処分事案において、処分対象者への文書通知にスポーツ仲裁機構の利用が可能であるとの記載が漏れていたが、次回以降はこの必要性を連盟内で共有済みであり、処分案件発生し文書通知を行う際には、規定通り、スポーツ仲裁機構の利用が可能であるという旨、記載された文書を送付予定である</p>	なし
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準 (1) 及び (2) について】</p> <p>現在当 NF では、危機管理マニュアルの策定がされていない。公益化推進委員会及び倫理委員会において、<u>令和 3 年度中 (令和 4 年 3 月 3 1 日) までに危機管理マニュアルを策定する。</u></p> <p>【審査基準 (3) 、(4) について】</p> <p>審査基準 (1) (2) のとおり、策定予定の危機管理マニュアルにおいて、不祥事対応の一連の流れ及び、外部調査委員会を設置する場合の流れを盛り込む予定である。</p>	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>現時点で、危機管理マニュアルが策定されていないため、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制は完璧ではない。審査項目39で述べたように、公益化推進委員会及び倫理委員会において、<u>令和 3 年度中 (令和 4 年 3 月 3 1 日) までに危機管理マニュアルを策定し</u>、その中に、不祥事対応の一連の流れ及び、外部調査委員会を設置する場合の流れを盛り込む予定である。</p>	項目40-1 20180928第三者委員会 調査結果報告書
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>現時点で、危機管理マニュアルが策定されていない。審査項目39で述べたように、公益化推進委員会及び倫理委員会において、<u>令和 3 年度中 (令和 4 年 3 月 3 1 日) までに危機管理マニュアルを策定し</u>、その中に、外部調査委員会を設置を明記する。また、外部調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成される条項を盛り込む予定。</p>	なし

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>現在当NFでは、加盟規程は整備されていない。しかしながら、地方組織との権限関係を明確にするため、令和2年8月8日の理事会において、地方利益の代弁を担う地方9ブロック理事を理事職としない機関決定を行なった。また、令和2年11月の総会において、理事が総会の議決権を持たない旨の定款変更案ならびに会員・会費に関する規程の変更するなど、加盟団体規程の整備に向けて規則などを整備中である(資料No.項目42-3 定款第6条変更にて、理事を正会員から外し総会時の議決権を無くすことで、地方と中央との役割分担を明確化。これに関連する資料No.項目42-4 会員及び会費に関する規程第2条も変更)。令和3年度中(令和4年3月31日)までに加盟団体規程の整備を行い、地方組織等との関係性を・権限関係を明確にする予定である。</p> <p>【審査基準 (2) (3) について】</p> <p>上述のとおりNFと地方組織等との間の権限関係を明確にするコンセンサス得るため、地方組織等の組織運営及び業務執行について地方組織代表者等と連携を図っていく過程において、加盟団体規程整備の必要性と併せて、地方組織ガバナンス強化に係る適切な指導、助言及び支援を、令和3年度中(令和4年3月31日)行っていく予定である。</p>	<p>項目42-1 20200808 令和2年度第5回理事会議事録添付資料</p> <p>項目42-2 20201227理事会報告事項03①. 加盟団体規定整備状況</p> <p>項目42-3 定款第6条(令和2年11月17日改正)</p> <p>項目42-4 会員及び会費に関する規程第2条</p>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>現在、当NFでは、NFの公益法人化を目指し、プロジェクトを進行させている(令和2年11月30日申請書提出)。公益法人として持続可能な組織形態とするため、役員や地方代表者に対する勉強会・研修会を実施している(資料No.項目43-1~4)。また、さらに、令和3年度中(令和4年3月31日まで)を目的に、全国の地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援をさらに充実させる予定である。</p>	<p>項目43-1 【研修1】公益法人化の目的(20200628)</p> <p>項目43-2 BFHP用文面_Q&A</p> <p>項目43-3 ポスターグラフィック案(出力はA3サイズ)</p> <p>項目43-4 公益法人化プロジェクト③施策案(出力はA4サイズ)</p> <p>項目43-5 20200628第3回 理事会次第</p> <p>項目43-6 20200628第3回 理事会議事録</p>